

静岡県告示第11号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月14日

静岡県知事 鈴木康友

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称	所在地	売りさばき所の位置	名称	所在地	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
一般財団法人 静岡県交通安全協会下田地 区支部	下田市東中7 番地8号	下田市東中7 番8号 下田 警察署内	一般財団法人 静岡県交通安全協会下田地 区支部	下田市柿崎 1106番地	下田市柿崎 1106番地 下 田警察署内
		賀茂郡松崎町 峰輪440番地 の9 下田警 察署松崎分庁 舎内			賀茂郡松崎町 峰輪440番地 の9 下田警察 署松崎分庁舎 内
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年1月27日から施行する。